

東京流通センター 展示場使用細則

株式会社東京流通センター

目次

<展示場ご利用の流れ> 3P

<申込手続き及びお支払いについて> 4P

- (1) 申込手続
- (2) 使用料・キャンセルの支払いについて

<施設利用にあたって> 4P-7P

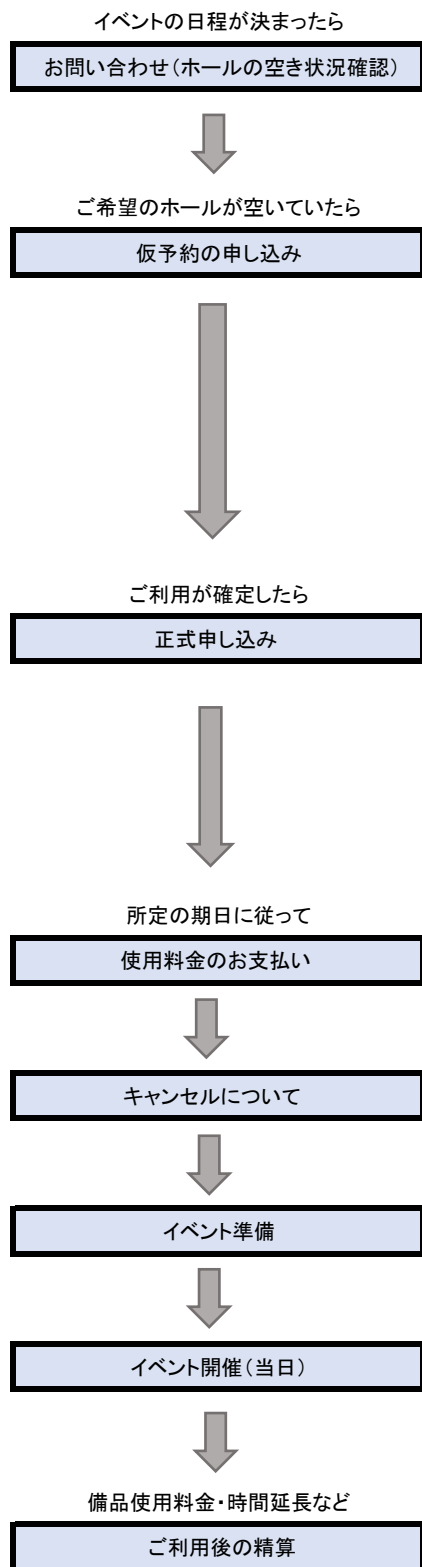
- (1) 使用時間
- (2) 使用制限
- (3) 利用制限
- (4) 反社会的勢力の排除
- (5) 使用上の注意事項

<免責及び損害賠償> 7P

- (1) 免責
- (2) 損害賠償

<関係官公署への届け出> 7P

< 展示場ご利用の流れ >



開催内容を伝えていただき、ご利用を希望される日程(準備・開催・撤去)・面積(希望ホール)をお電話にてお問い合わせ下さい。

会場に空きがあり、仮予約を希望される場合は、当社が定めた期限までの間、仮予約をいたします。

- ・仮予約とは正式決定いただくまでの猶予期間です。
- ・仮予約期間中は万が一キャンセルされてもキャンセル料はご請求いたしません。
- ・ただし、仮予約の期限はお申し込み日より7日間とさせていただきます。
- ・期限を過ぎてもご連絡が無い場合は仮予約を解除させていただく場合がございます。予めご了承ください。

- ・ご利用が確定しましたら担当までご連絡ください。「展示場使用申込書」をお送りいたします。

- ・「展示場使用申込書」に必要事項を記入のうえ、ご返送ください。14日を過ぎてもお申込書が到着しない場合、予約の取り消しをさせていただく場合がございます。予めご了承ください。

所定の期日までに当社指定の銀行にお振り込み願います。なお、銀行振込手数料は申込者にてご負担願います。

申込者の都合により使用を解除する場合は、キャンセル料をお支払いいただきます。

開催の2~3週間前に開催に向けての打ち合わせ及び開催書類のご提出をお願いいたします。

イベント開催

イベント開催終了後、基準時間外使用料金、その他の費用は別途、精算させていただきます。所定の期日までに当社指定の銀行にお振り込みをお願いいたします。なお、振込手数料は使用者にてご負担下さい。

東京流通センター展示場(以下「展示場」という)の使用については展示場使用者(以下「使用者」という)は東京流通センター展示場使用細則(以下「使用細則」という)を遵守されるようお願いいたします。

<申込手続き及びお支払いについて>

(1) 申込手続き

使用者は、催物の予約確定(決定)申込みを東京流通センター(以下「当社」という)にご連絡下さい。

使用者からの予約確定(決定)申込みに対し、当社がこれを了承した日を「予約確定(決定)日」とし、施設利用の契約が成立いたします。

展示場の使用にあたっては、当社所定の申込書を申込書送付後14日以内にご提出下さい。期日までにご提出がない場合、取り消しとなる場合がございますので予めご了承下さい。また、必要に応じて主催者様身元資料のご提出をお願いする場合がございます。

(2) 使用料・キャンセルのお支払いについて

① 展示場使用申込書と合わせて請求書を発行いたします。

使用者は基準時間使用料を次により、当社指定の期日までに指定銀行口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は使用者にてご負担下さい。

予約金	
お支払い期日	使用料金のお支払
展示場使用申込書発行後30日	基準時間使用料の20%相当額
利用開始の30日前	基準時間使用料の80%相当額

事後清算

お支払い期日	使用料金のお支払
使用終了日の翌月末	基準時間外使用料、備品等の実費分

② 前項の期日までに基準時間使用料のお支払いがなされない場合には使用の中止をさせていただく場合があります。

③ 基準時間外、備品、駐車場、臨時貸室、電気、電話、水道等の使用料及びゴミ処理費等は、別途、後日ご請求申し上げますので指定期日までに指定銀行口座にお振込み下さい。

④ 予約の確定以降、使用者都合でキャンセル、使用日数の減少、使用面積の減少があった場合、下記のキャンセル料が発生いたします。なお、基準時間使用料が既納の場合は、キャンセル料として充当させていただきます。

対象期間	キャンセル料のお支払
使用開始日の180日前まで	基準時間使用料の20%相当額
使用開始日の90日前まで	基準時間使用料の60%相当額
使用開始日の90日未満以降	基準時間使用料の100%相当額

<施設利用にあたって>

(1) 使用時間

- ① 展示場の1日の基準時間は9時から18時までとなります。
- ② 上記時間を超えて使用した場合は、基準時間外使用料が発生いたします。
- ③ 基準時間外使用が発生する場合は事前に当社へご連絡下さい。

(2) 使用制限

① 申込手続き後又は使用中においても次の場合は使用の停止又は取消しをすることがあります。なお、ホの場合を除き、<申込手続き及びお支払いについて>(2)④を準用いたします。

- イ 申込時の使用目的と使用時の内容が著しく異なるとき。
- ロ 風紀上又は管理上好ましくないと認めるとき。
- ハ 当社構内の他の施設、入居テナント、他の展示場の使用者、近隣等の業務に支障又は公益を害するおそれがあると認められたとき。
- ニ 諸法令及び官公署の指示に反するとき。
- ホ 新型インフルエンザ等の流行又はその恐れ(日本国内で当該患者が発生したとき)があるとき。
- ヘ 使用者は事前に当社の承認を得ることなく第三者に展示場の全部又は一部の使用权を譲渡又は転貸をすることはできません
- ト 使用細則及びこれに付随する諸規則を遵守していただけないとき。

以上により使用の停止又は取消しにより使用者が損害を受けた場合でも、当社は如何なる責任も負いません。

(3) 利用制限

- ① 廊下等、展示場外での作業及び催事を行うこと。
- ② 準備・撤去時の廊下側扉を開放して作業すること(第一展示場Aホール～Dホール)
- ③ 廊下、階段等を占用し、什器・物品・貨物等を放置すること。
- ④ 自動車、バイク、自転車等を所定の場所以外に駐車、駐輪すること。
- ⑤ 宿泊すること。
- ⑥ 展示を承認された生体及び、介助犬を除く生体を建物に持ち込むこと。
- ⑦ その他管理上、支障となると当社が認めたこと。

(4) 反社会的勢力の排除

使用者は当社に対し、以下の各号の事項を確約するものとします。

- ① 使用者又は使用者の役職員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が東京都暴力団排除条例第2条2号から4号に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下総称して単に反社会的勢力という。)ではないこと。
- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。
- ③ 使用者又は第三者を利用して以下の行為をしないこと。
 - イ 当社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ロ 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ④ 展示場を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ⑤ 展示場又は展示場の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、当社、他の使用者等第三者に不安を覚えさせること。
- ⑥ 展示場を反社会的勢力に占有させ、又は展示場に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(5) 使用上の注意事項

- ① 警備
当社構内の秩序維持、盗難予防及び安全管理のため、警備員の任務遂行上の規制及び要請は遵守されるようお願いいたします。
- ② 設備の故障・事故の発生
展示場内の諸設備の故障、火災・盗難・傷病者等の事故が発生した場合は直ちに防災センターへ急報下さい。
- ③ 当社係員の展示場内立入りについて
建物管理の都合上、必要と認めた場合、統括防火管理者及び当社係員が展示場内に立入ることがありますので、あらかじめご了承下さい。ただし、緊急やむを得ない場合のほかは事前にご承いただくこととします。
- ④ 展示場の開閉
 - イ 展示場使用時の扉開閉は使用者にさせていただきます。
 - ロ 鍵の受け渡しは、センタービル正面受付又は防災センター(23:30～翌7:00)にて行います。
 - ハ 鍵の受け渡し記録の時間が使用者の展示場使用時間となりますので、閉場後は速やかに鍵をお戻し下さい。
- ⑤ 貸出備品
貸出備品リストを参考に、当社へお申し込み下さい。
なお、在庫に限度がありますので、ご希望数をお貸しできない場合もあります。貸出し備品を紛失または毀損したときには直ちに届け出て下さい。
- ⑥ 展示物の搬出入方法

Aホール～Dホール(第一展示場)	共通事項						
(1) 搬出入は必ず南側のスロープをご利用下さい <table border="1" data-bbox="347 1639 778 1783"><tr><td>勾配</td><td>8分の1</td></tr><tr><td>車路幅</td><td>4.5m</td></tr><tr><td>乗り入れ可能車輛</td><td>4トン車以下の車輛</td></tr></table>	勾配	8分の1	車路幅	4.5m	乗り入れ可能車輛	4トン車以下の車輛	(1) 展示物(特に機械類、重量物、長大物)及び装飾材料の搬出入は当社施設を汚損又は棄損しないよう充分注意して下さい。
勾配	8分の1						
車路幅	4.5m						
乗り入れ可能車輛	4トン車以下の車輛						
(2) 搬出入の円滑をはかるため、スロープを渋滞させないよう 主催者は充分ご留意下さい。	(2) 車輛の高さが3.6mを超える場合は、事前にご連絡下さい。						
(3) スロープ上でのクレーン車の使用は禁止いたします。	(3) 搬出入車輛が多数の場合、又は他ホール使用者と同日の場合、車道の渋滞等構内の混雑の恐れもあります。使用者は必ず専任担当者をお決めいただき、かつ警備員を配置し、専任担当者の指示に従って整理して下さい。						
Eホール・Fホール(第二展示場)	(4) 展示場内での動力荷役機械の使用はお断りします。						
(1) 搬出入は必ず西側の搬出入口をご利用下さい。							
(2) 乗り入れ可能車輛について重量制限はありません。							

⑦ 駐車場

- イ 当社構内には、無料の駐車場所はございませんので、商品搬入後の作業及び打ち合せ等の為、又は搬出待ちの為に車を駐車する必要がある場合には、常設の有料駐車場をご利用下さい。
- ロ 当社において駐車場(待機場所含む)の需要に応じ切れない状況が生じた時は車の入場を入口ゲートにおいて一時お断りする場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

⑧ 装飾

- イ 装飾等を施工するときには、使用者は使用日の10日前までに、装飾に関する責任者を決定のうえ、当社所定の用紙に必要事項を記入し、図面添付のうえ提出し、当社の承認を得てから行って下さい。
- ロ 装飾物はあらかじめ工作のうえ搬入し、場内では組み立てる程度にして下さい。
- ハ 装飾材料は防災処理をしたもの以外は使用できません。
- ニ 非常口、火災報知機、消火栓、分電盤、空調空気吸入口、空調空気制御用温湿度検出器等の前は展示並びに装飾をお断りします。
- ホ 釘・塗料・油・糊・ガムテープなどにより直接展示場内の壁・柱・ガラス・ブラインド・床・天井等への工作・貼付はお断りします。
- ヘ 装飾材料等により、手洗場等を汚損したり、排水口を塞ぐことのないよう充分注意して下さい。
- ト 作業関係者の作業に関係ない場所への立入り及び共用部(廊下等)での休憩はお断りします。

⑨ 清掃及び廃棄物処理

- イ 展示場使用期間の展示場内の清掃については、使用者のご負担となります。
- ロ 展示場使用後は、使用者のご負担により原状復帰清掃を実施していただきます。なお、業者は指定業者とさせていただきます。
- ハ 廃棄物(残材・屑等)の処理については、別途料金にてお引き受け致しますのでお申し出下さい。その際はダンボール箱等に整理し、当社所定の場所に置いて下さい。残材・屑等のお持ち帰りがなく、放置された場合、その撤去に関する費用をご負担いただきます。

⑩ 床荷重

床荷重はつぎのとおりです。重量物は、事前に打合せのうえ、当社の指示に従った荷重の分散措置をとって下さい。

ホール名	A・B・C・D	E	F
床荷重	500kg/㎡	1,500kg/㎡	800kg/㎡

⑪ 実演

実演はあらかじめ内容について当社担当者にご相談下さい。内容によってはお断りする場合がありますのでご了承下さい。

⑫ 会場整理

催物開催中及びその準備撤去中に展示場内・外・廊下及び搬出入口等で混雑が予想されるときは必要に応じて警備員を配置して下さい。

⑬ 広告物の展示・設置

当社ビル内及び構内における広告物の掲示・設置については、その大小にかかわらず如何なるものも事前に当社の承認を得てから行って下さい。無断で掲示・設置したものは当方において撤去し、その際に生じる費用は使用者にご負担いただきます。

⑭ 電話設備

- イ 貸出電話
ご希望に応じて有料(着信専用)でお貸し出しいたします。
- ロ 臨時電話
 - ・ 臨時加入電話を使用される場合は使用者にてNTTへお申し込み下さい。
 - ・ 臨時加入電話についてはNTTの規定による料金を使用者にてご負担いただきます。なお、詳細についてはNTTにお問い合わせ下さい。
 - ・ 電話番号はすべて直通ですので、使用者は予め招待者や関係者へ電話番号を周知徹底して下さい。なお、当社では電話呼び出しの取り次ぎは致しませんのでご了承下さい。
- ハ 光回線等
 - ・ 光回線等を使用される場合は使用者にてNTTへお申し込み下さい。
 - ・ 光回線等についてはNTTの規定による料金を使用者にてご負担いただきます。なお、詳細についてはNTTにお問い合わせ下さい。

⑮ 照明

蛍光灯の直接照明でAホール～Dホール(第一展示場)1,400ルクス、Eホール・Fホール(第二展示場)1,200ルクスです。

⑩ 電気・水道の設備

使用者にて工事がある場合、事前に当社担当者とお打合せのうえご利用下さい。また、必ず催物開催通知書にその旨をご記入ください。

イ 電気

各ホールにコンセント及び分電盤があります。なお、電気容量には限度がありますので事前にお打ち合わせ下さい。

使用者にて配線・配管等、各種工事をされる場合、事前にお打合せ及び電気図面のご提出をいただき、当社係員が事前確認をいたします。また、施工後に「展示場電気設備点検測定記録表」のご提出が必要となります。コンセント、分電盤から電力を使用される場合は、別途料金をご負担いただきます

ロ 水道

給排水設備が設置してあります。事前に当社担当者とお打合せのうえご利用下さい。

使用者にて工事される場合、事前にお打合せいただき、施工後、当社係員が検査いたします。ご使用の場合は別途料金をご負担いただきます。

⑪ 放送設備

各ホール毎の放送が可能です。ご希望に応じてBGM放送装置、マイクを有償でお貸し出しいたします。

なお、お持込も可能ですが事前に当社担当者とお打合せのうえご利用下さい。

<免責及び損害賠償>

(1) 免責

- ① 開催中及び準備・撤去中において、人身事故・盗難・破損事故等が発生した場合、その理由の如何を問わず、当社は賠償の責任を負いません。
- ② 天災地変、疫病(新型インフルエンザ等)の流行又はその恐れ(日本国内で当該患者が発生したとき)、公共交通機関の事故及び官公署の命令・指導等当社の責によらない理由により展示場の使用及び開催が不可能になった場合には、当社は賠償の責任を負いません。
- ③ Wi-Fi利用に関して、次の点をご承諾いただいた上でのご利用となります。
 - イ Wi-Fiサービスはベストエフォート型サービス(性能に関して明示的な保証をせずに最大限の努力でサービスを提供するもの)となります。
 - ロ Wi-Fiサービスはお客様へさらなるサービス提供の一環として実施しておりますが、インターネット環境を100%保証するものではありません。
 - ハ 通信速度に関しては常時接続環境を提供するものではありませんが、お客様の環境や回線の混雑状況により速度低下やつながらない場合もございますので予めご了承ください。
 - ニ お客様固有のPC及び通信端末環境や各種設定に関して弊社では一切のサポートはいたしかねます。
 - ホ インターネット接続中のセキュリティやウイルス感染に関しましてはお客様の責任範囲でのご利用となります。
 - ヘ 本サービスでは、お客様に快適で安定したインターネット環境の提供に努めておりますが、予期せぬ停止や不良が原因となり発生した損害については、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 損害賠償

当社構内の建造物、附帯設備、備品等を棄損・汚損・紛失させた場合、使用者は速やかに当社に連絡してください。使用者が施設等の利用に関して当社に損害を生じさせた場合(来場者、関係業者に起因する損害含む)使用者の責任において原状回復又は賠償していただきます。

<関係官公署への届け出>

展示場内の装飾、通路、禁止行為等については消防署より要求されている規制概要に基づいて実施して下さい。

その他、関係法令を遵守するとともに、関係官公署(警察署、税務署、保健所、税関等)に対して必要な届け出を行い、指示に従って下さい。

使用細則に定めのない事項については、事前に当社担当者とお打合せください。

2019年4月1日現在



株式会社東京流通センター
イベント事業部
〒143-0006
東京都大田区平和島6-1-1
TEL : 03-3767-2190
URL : <http://www.trc-event.jp/>